

# 1. 耕作放棄地対策の枠組み

## 再生・利用に係る課題

- 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、**引き受け手をどうするか**、**土地条件はどうか**、**作物をどうするか**についてきめ細かな対応が重要

## 「平成の農地改革」による農地の有効利用の促進

### 農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け(第2条の2)

### 耕作放棄地対策の強化

- 全ての耕作放棄地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに変更(第32条~第35条)
- 農業委員会による農地利用状況調査・指導を徹底(第30条~第31条)
- 所有者不明の耕作放棄地は、補償金を供託し利用を図る措置を新設(第43条)

### 農地を利用する者の確保・拡大

- 農地貸借の規制を緩和(多様な主体が参入可能に)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限を緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営を可能に(農協法第11条の31)

### 農地の面的集積の促進

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組みを導入(基盤法第4条第3項)

## 耕作放棄地の再生・利用に対する支援

### 1. 耕作放棄地再生利用交付金

- 再生利用活動に対する支援
  - ・再生作業(障害物除去・深耕・整地等)  
荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a重機等を用いて行う再生作業(補助率1/2等)
  - ・土壤改良  
2.5万円/10a(最大2年間)
  - ・営農定着  
(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く)  
2.5万円/10a(1年間)
  - ・就農研修(定額)  
農業法人等実践研修、IJUターン等就農研修実施
  - ・経営展開(定額)  
経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、  
マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等
- 施設等補完整備に対する支援(補助率1/2等)
  - ・用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、  
市民農園、農業用機械・施設等の整備

### 2. 耕作放棄地再生利用推進交付金

- 都道府県協議会、地域協議会の活動を支援(定額)
  - ・荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、  
再生利用者に対する指導・助言、推進員の設置等



### 目標

平成23年度を目途に農用地区域を中心に耕作放棄地を解消

### 予算額

21年度当初 206.5億円 21年度補正 2.1億円